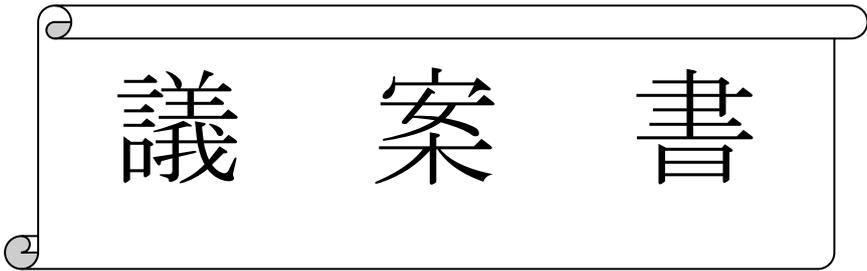


山中比叡平学区自治連合会

2018年度 第1回理事会



議 案 書

<日時・会場>

2018年5月11日（金）19時～

<会場>

市民センター 2階ホール

5月11日の理事会において
全ての議案は承認され成立しました。

<日時・会場> 2018年5月11日(金) 19時～ 市民センター ホール

<出席>

【理事】[会長] 持田

[単位自治会] 大木・坂口・磯谷・岡本・大塚・吉村・定岡・三田・佐藤・西口・松井・森川・前平・水口・久後・大塚・川岸

[学区公共団体等] 山内・西口・楠本・松田・藤井・小林・磯谷・久保田・神野・佐敷・川岸

[会計] 立野

[総務委員長] 最上

【監事】 神先・滝井

【総務委員】 最上・林・福田・高橋・岡田・小倉・加登・西山・瀬川

【参加要請】 山口市民センター所長・今井比叡平小学校長・桜井比叡平幼稚園保育園長

<事前配布資料> 議案書

<当日配布資料> 付属資料

<記録担当> 岡田総務委員

《理事の確認》 会則第5条2項に基づき、単位自治会及び学区公共団体より選任 **別紙1 参照**

《常任理事の確認》 会則第10条4項に基づく **別紙1 参照**

《本理事会成立の確認》 理事総数31名、出席理事23名、欠席理事8名(内委任状提出8名) 委任状も含め31名>21名であり、出席で理事会は成立した。

《議長の選任》 提案 (坂口比叡平2丁目1区会長) ※単位自治会長の持ち回り。

第1号議案 会則第5条4項に基づく役員を選任

1) 会長及び副会長

[各単位自治会長よりの推挙] 会長 持田 貞彦氏 副会長 大塚 照一氏

2) 総務委員長及び会計

[会長の提案] 【総務委員長】 最上 公彦氏、【総務副委員長】 林 怜子氏
【会計】 立野 さゆり氏

3) 総務委員

[会長の推薦] 福田孝男・高橋和宏・岡田久美子・小倉みつの・加登佐知子・西山修子・瀬川明廣・の各氏

4) 監査

[理事会で決定] 神先長敬氏・滝井孝明氏

《会長挨拶》

第2号議案 2017年度の事業報告及び決算報告

《2017年度の事業報告》

2017年度の総括を行うに当たって、2017年度の方針をもう一度思い出してください。大津市の動向から新しい取り組みをしないと取り残されていくことを指摘しました。(小学校の規模適正化や支

所の統廃合、補助金の減額、公民館のコミュニティ等)

そのために山中比叡平地域の活性化、魅力ある地域づくりを提起しました。そして、各種公共団体を中心にして「街づくり協議会」を発足させ、今後の山中比叡平地域の街づくりについて検討してきました。しかし、各单位自治会、各種公共団体と言われているところで、このことが真に追給されてきたかといえは不十分だったのではないのでしょうか。山中比叡平自治連合会が明確な方針を立て取り組むことが必要と考えます。

この1年間で小学校支援に取り組み比叡平小学校の継続を勝ち取りました。また、だいらっこの森の再生、山中太鼓の習得、同志社大学と提携して留学生を受け入れ英語教育の充実、南自治会館に子供図書館の開設等成果をあげました。PTAを中心に「だいらっこ夢プロジェクト」を立ち上げ、教育委員会と共に小規模校の良さを1年間検討してきました。これらの取り組みが小学校の統廃合を阻止した大きな力だと思えます。比叡平小学校は新しい特色ある学校を目指して本年度を迎えています。(別紙参照)地域のさらなる支援が必要です。

地域の街おこし、活性化は待ったなしです。魅力ある山中比叡平を発信し続けていかなければなりません。昨年東南商事の事務所の所でマルシェが行われました。地域・地域外からたくさんの若者が訪れ、山中比叡平では見られない取り組みでした。私たちは彼らの新鮮な考え行動に学びながら、これからの様々な行事、活動を進めていかなければならないと思えます。その意味で、「ホテルの観賞会」は多くの方の参加で成功しました。学区自治連合会のホームページも開設されました。

学区要望は毎年出しています。昨年度は山中比叡平地域の活性化を中心として出しましたが、良い返事は返ってきていません。本年度は市政懇談会を前倒しし、議会にも反映させて行きたいと思えます。同時に、各担当課との直接の話し合いも重要です。

バス問題は三者協議を引き続き行ってきました。若干ですが乗車人数が増えています。今後は自動運転や京都駅までの乗り入れ等観光資源(比叡山)を生かした取り組みを進めます。

防災では小学校横道路・三丁目急傾斜地特別警戒地域・1丁目バス道路崩壊復旧工事問題等ほぼ解決に向かっています。復旧に伴うバス問題ではMBSテレビ(憤まん)の一方的放映に対し抗議し謝罪させました。

南自治会館、自治会館「やまびこ」の有料化も提起しましたが、本年度から具体化していきます。4大行事の総括は、その都度行っていますので今回は載せていません。

《2017年度の決算報告及び監査報告》

別紙2 参照

第3号議案 2018年度の事業計画及び予算

《2018年度事業計画》

学区自治連合会 2018年度事業計画(案)

I. はじめに

- (1) 昨年度の総括でも明らかにしていますが、今後「山中比叡平地域の街づくり・街起こし」をどう進めていくか、この方向ですべての組織が一致団結して活動していくことが大切です。そのために2カ月に一度開催される「街づくり推進会議」の充実を図っていきます。大津市は支所や小学校の存続を認めてきましたが、必ずこの問題は復活してきます。公民館のコミュニティセンター化(地域での自主運営と使いやすくする)は地域の街づくりを進めていく上での一つのチャンスです。本年度から始まるまちづくり協議会への設立支援補助金・運営支援補助金制度へ立候補していきます。

(2) 山中比叡平地域における街づくり構想（地域活性化を目指し）

山中比叡平学区は他地域と比べて進んだ取り組みをしています。しかし、今では他の地域も面白い取り組みを進めています。私たちは現状に甘えることなく、自分たちの取り組みを検証していくことが必要です。また、大津市が進めている「街づくり協議会」に対応する協議会を作っていかなければなりません。大津市の街づくり協議会では学区自治連合会は1団体に過ぎなくなります。

(3) 単位自治会を中心としたきめ細かい活動

- ・自治会の最大の弱点 → 継続性がない…組長は1年で交代
- ・これに代わるものを見つけていかなければならない・・・街づくり協議会
- ・一人一人が地域で活躍していく

自治会支援委員、ボランティアグループ、NPO、里山クラブ、その他

(4) 財政の見直し

「街づくり協議会」が発足すると補助金等も一括交付になります。今、学区自治連合会で使える予算は限られています。（単位自治会から上納される予算はほとんど各種公共団体に配分されている）しかし、今後山中比叡平地域全体の街づくりをどう進めていくかでは、予算の使い方も変わってくるものと思われまます。また、大津市の補助金頼りだけでなく、自主財源の確保も考えていかなければなりません。

II. 新しい街づくりの推進のために

- (1) 昨年度発足した「山中比叡平街づくり推進会議」を将来の街づくりのための議論の場として積極的に活用します。
- (2) 大津市等への学区自治連合会および各単位自治会の要望をより具体的な内容の要望としてまとめ、関係機関に提出し協議を進める。
- (3) 安全で、住みやすい、美しい街づくり実現のための学区全体としての諸課題抽出しその解決に向けて行動する。
 - ・若者から高齢者までの各階層間の対話を進める。
 - ・各自治会で空地・空屋が課題になり、それぞれ対応されているが、学区自治連としても全面的な調査で実態を把握し、対応を検討する。
- (4) 将来を担う子供たちへの・・・
 - ・子ども図書館の充実を図る。
- (5) 防災・災害対策を積極的に推進する。
 - ・三丁目47番地の土砂災害特別警戒指定区域1-1303に関しては、いよいよ本格的な工事に入ります。県当局には、安全・安心な工事を要望していきます。
 - ・比叡平三丁目49街区～54街区の市道認定のための土地問題は解決したが、引続き大津市と協力し道路整備に努めます。
 - ・県道30号の交通安全対策を進めます。

III. 魅力ある街づくりへの取り組み

若者を山中比叡平地域に呼び込む魅力ある街づくりを推進する。方法としては住んでみたい、一度行ってみたい、面白そうなところを積極的に地域外にPRしていく。

- (1) 山中比叡平地域の特性を生かしていきます。
 - ・最大の特性は眺望や自然環境
 - ・ふれあいの森や・周辺の里山の活用、薪ストーブの使える街
 - ・若者からお年寄りまで集える多くの居場所づくり

- ・地域の豊富な人材の活用（陶芸家、画家、音楽家、スペシャリスト等々）
- (2) 地域外の人も呼び込むことのできる新しい楽しみやイベントの開催

① ホテル観賞会

昨年度は竹灯籠を歩道に並べて開催し雰囲気を盛り上げた。今年度は更に灯籠を増やすことや川原の草刈りなどを行い、多くの来訪者に楽しんでもらうようにする。またHPや月報等で開催期間を広く広報する。

② 餅つき大会

昨年度初めて学区全体としての餅つき大会を開催し、多くの方に喜んでもらった。今年度も2019年2月頃をめどに開催する。

③ フリーマーケット

昨年のマルシェの教訓を生かし、若者と協力して比叡平の良さを広めていきます。

④ 例年行われている各行事については取り組み体制を明確にする

別紙3 参照

(3) 地域の休眠資源の活用

「ふれあいの森」の再整備を強く大津市に働きかけていく。

IV. 情報発信の取組み

(1) ホームページを充実し、地域情報を発信していくとともに、住民の意見を反映させる工夫を考える
特に、山中比叡平地域以外からのアクセスが増える方法を推進する。

(2) 具体的な取組みとしては

- ・山中比叡平に関するすべての情報を網羅するような内容にする。
- ・各単位自治会、公共団体及びクラブ活動団体の情報発信を可能な限りHPの活用に変えていく。
- ・自治会館の申し込みをHPからできるようにする。
- ・山中比叡平の魅力を発信する

(3) 山中比叡平案内マップの充実

山中比叡平地区にある史跡・旧跡、店舗、公園、散策路などを入れたマップを充実させ、HPや広報活動に活用する。

V. 2018年度の主な事業計画

(1) 自治会館の管理について

- ・新たに施設管理委員会を設置する
- ・今年度から学区自治連合会の特別委員会として施設管理委員会を設け、2つの自治会館の効率的な運営管理を図る。施設管理委員会では、使用方法や申込方法等を使用規則で見直し及び運営資金確保のため無償使用範囲を縮小する。

(2) 公共交通対策

- ・大津京線の最終を20時以降の維持と皇子山中学生の下校時間の両立について引き続き協議を行う。
- ・自動運転と公共交通（京阪バス）との関係性を積極的に模索していく。
- ・京阪バスの山中比叡平バス路線の活性化を推進する。
- ・現在の津京線の近江神宮から先の路線変更を検討する。

(3) 山中比叡平住民交流・まちづくりセンター

- ① 引続き山中比叡平住民交流会館を、住民がいつでも集え、交流し、楽しく過ごせるスペースとして、全住民を対象に開放するとともに、そのため会館の維持管理体制を堅持する。
- ② 会館内の4室（サロン1～4）は、住民の方々がいつ来ても気軽にくつろげるサロンを常時開設する

とともに、中心事業として「金曜カフェ」及び「陽だまりサロン」の定例実施の充実を図る。

- ③子育て世代を中心に親子で集える事業を豊富に実施する。
- ④大津市との協働事業の推進・強化を図る。そのために協働事業協議会で双方の役割を一層明確にする。
- ⑤2018年度には大津市の補助金が終了するので、その後の抜本的な財政計画を確立する。

(4) 小学校支援

本年度から比叡平小学校運営協議会（コミュニティスクール）が発足します。昨年度多くの成果を上げてきています。外国語・森林学習・技術を中心にして特色ある比叡平小学校を目指し、地域からの支援を強化する。

(5) 子ども図書館の運営

- ・比叡平子ども図書館の存在を各方面にHPや「月報」で発信していく。
- ・「図書館便り」の定期発行を行う。
- ・開館日時は毎週日曜日および毎月第4土曜日13時30分～16時30分
春休み、夏休み、冬休み期間は開館日を増やすようにする。
- ・蔵書の充実を図るとともに、読書空間の環境を整える。

VI. 組織的課題

(1) 自治会加入推進の取組を強化する。

- ・自治会未加入の世帯にパンフレット等を作り、住民票の有無にかかわらず全世帯の自治会加入を呼びかけていく。
- ・高齢者や別荘として使用している世帯等の自治会活動が難しい世帯への対策を考える。
- ・自治会役員の負担低減の方策を考える。

(2) 社会構造の変化に対応できる自治会活動の在り方についての検討を始める。

(3) 空地・空家対策を強力に進める。

- ・空地・空家の現状を把握する
- ・有効利用を具体的に進めていく

(4) 建築協定の必要性および可能性についての検討を進める。

民泊問題、敷地分割、建築制限など住宅環境を良好に維持するための様々の問題について、住みよい街づくりに向けての建築協定の必要性について検討を始める。

《2018年度予算》

2018年度予算案 別紙4 参照

[収入の部]

①分担金

各单位自治会の分担金は、2016年度と同額の2050円とし、2017年度の実績で計上する。

②参加費 2017年度の実績で計上する。

③報償金・助成金 2017年度の実績で計上する。

[支出の部]

1) 学区公共団体助成金

原則2017年度と同額を計上する。

2) 事業費

- ①グランドフェスティバル、夏祭り、広報費については2017年度予算と同額を計上する。
- ②京阪バス関連事業費は、ワンディーチケット廃止に伴い計上しない。
- ③住民交流センターの分担金に関しては、5万円とする。

3) 運営費・諸費

2017年度の実績を勘案し、計上する。

第4号議案 会則の改定 別紙5 参照

第5号議案 施設管理委員会の設置 別紙6 参照

報告事項

I. 総務委員会の体制・任務分担 別紙7 参照

II. 参考資料

建築協定（大津市のHPより）

建築協定はこんな制度です

<あなたはこのように感じた経験はありませんか？>

- ・隣が敷地いっぱい増築したため、急に日当たり、風通しが悪くなった。
- ・高い建物が建って、日照、プライバシーが損なわれた。
- ・低層の一戸建て住宅のまちに大きなマンションが建ち、いろいろな心配がある。
- ・大きな敷地が分割され、住宅が建て混んできた。
- ・屋根の形や建物の色彩など、思い思いの家が建ち始めて、街並みの統一感がなくなってきた。

<こんなとき建築協定制度を活用してください>

都市計画法や建築基準法は、まちの環境を一定の水準より悪くしないために、誰もが守るべき最低限のまちづくりのルールを定めています。しかし、あなたの望む住みよいまちをつくるためには、これらの法律に従っているだけでは十分ではないことがあります。「建築協定」は、一言で言えば、地区の特性に応じた良好な環境を維持増進するために、住民の皆さんが自主的に一定の建築ルールを定めて、それを運営していく制度です。

<建築協定はこんな特徴があります>

- ・住民が自ら住みよいまちづくりのための基準を定め、運営にあたります。
- ・建築基準法で定める基準より高度な基準やきめ細かい基準を定めます。
- ・土地の所有者等の全員の合意が必要です。
- ・合意した当事者だけでなく、新しくその地区の住人となった人にも効力が及びます。
- ・建築協定を締結するとき、また、変更や廃止するときには大津市長の認可が必要です。
- ・建築協定の変更は、参加者全員の合意、また、廃止には過半数の合意が必要です。

2018年度 山中比叡平学区自治連合理事役員名簿

別紙1

理事・役員		氏 名	住 所	備考
会長	学区自治連合会長	持田貞彦	比叡平3-24-16	
常任理事	自治連合会副会長・山中町自治会長	大塚照一	山中町3-11	
常任理事	一丁目自治会長	大木文雄	比叡平1-8-23	
常任理事	二丁目1区自治会長	坂口満子	比叡平2-14-11	
常任理事	二丁目2区自治会長	礪谷真也	比叡平2-36-8	
常任理事	三丁目自治会長	岡本 健	比叡平3-19-6	
理事	山中町自治会副会長	吉村有経	山中町3-8	
理事	一丁目自治会副会長	定岡辰燎	比叡平1-9-23	
理事	一丁目自治会副会長	三田一之	比叡平1-12-6	
理事	一丁目自治会副会長	佐藤明夫	比叡平1-15-9	
理事	二丁目1区自治会副会長	西口幸一	比叡平2-10-7	
理事	二丁目1区自治会副会長	松井信二郎	比叡平2-16-9	
理事	二丁目2区自治会副会長	森川 茂	比叡平2-47-15	
理事	二丁目2区自治会副会長	前平俊二	比叡平2-38-24	
理事	三丁目自治会副会長	水口 豊	比叡平3-20-5	
理事	三丁目自治会副会長	九後和子	比叡平3-24-7	
理事	三丁目自治会副会長	大塚二三子	比叡平3-56-21	
理事	三丁目自治会副会長	川岸茂樹	比叡平3-40-16	
理事	体育振興会会長	山内 淳	比叡平3-26-11	
理事	防犯推進協議会会長 (大津警察署子ども安全リーダー幹事)	西口幸一	比叡平2-10-7	
理事	社会福祉協議会会長	楠本耕之	比叡平3-36-21	
理事	文化協会会長	松田忠敏	山中町10-9	
理事	青少年育成学区民会議会長	藤井輝基	比叡平3-10-15	
理事	交通安全協会山中比叡平支部長	小林浩之	比叡平2-22-16	
理事	人権生涯学習推進協議会会長	礪谷 一治	山中町2-12	
常任理事	学区自主防災会会長	久保田洋	比叡平3-4-3	
理事	子ざる会会長	神野恵生	山中町6-5	
理事	民生委員児童委員協議会会長	佐敷靖夫	山中町7-18	
理事	住民交流・まちづくりセンター事務局長	川岸茂樹	比叡平3-40-6	
理事	学区自治連合会総務委員長	最上公彦	比叡平1-6-27	
理事	学区自治連合会会計	立野 さゆり	比叡平3-55-7	
	学区自治連合会監事	神先長敬	比叡平1-16-11	
	学区自治連合会監事	滝井孝明	比叡平3-54-15	

山中比叡平学区自治連合会理事会 理事選出

別紙1-別表

2018.5.1

	理事・役員	氏名	学区自治連合会の職務	役職	選出方法	協力団体	単位自治会対応			
1	会長	持田	統括	学区自治連合会長	単位自治会長の推挙により理事会決定					
2	副会長	大塚	会長代行、渉外担当	単位自治会長	単位自治会長の互選により理事会決定		単位自治会自治会長			
3	常任理事	坂口	環境担当	単位自治会長		里山クラブ、山守会、公園愛護会 ふれあい花壇他				
4	常任理事	大木	公共団体担当	単位自治会長						
5	常任理事	磯谷	事業担当	単位自治会長						
6	常任理事	岡本	施設管理担当	単位自治会長		子ども図書館運営協力者会 各種サークル団体				
7	常任理事	久保田	危機管理、防災担当	自主防災会長	自主防災会の推薦により理事会で決定	大津市消防団山中比叡平分団		単位自治会自主防災会		
8 、 19	理事	(12名)	常任理事補佐	単位自治会副会長			単位自治会副会長			
20	理事	最上	会務全般および企画担当	学区自治連合会総務委員長	会長の推薦で理事会が決定					
21	理事	立野	会計業務担当	学区自治連合会会計	会長の推薦で理事会が決定					
22	理事	藤井	教育・青少年育成担当	青少年育成学区民会議議長	各団体の推薦で理事会で決定	比叡平小学校、やまのこひろば 小学校PTA、やまのこ会 山中比叡平児童クラブ 皇子山中中学校保護者会 山中比叡平公民館				
23	理事	磯谷		人権・生涯学習推進協議会会長						
24	理事	佐敷		民生委員児童委員会協議会会長						
25	理事	神野		子ども会指導者育成協議会会長						
26	理事	西口	危機管理・防災・防犯担当	地域防犯推進協議会会長						
27	理事	小林		交通安全協会山中比叡平支部長						
28	理事	楠本	福祉担当	社会福祉協議会会長					山中比叡平市民センター	
29	理事	山内	健康担当	体育振興会会長					民生委員児童委員会協議会	
30	理事	松田	文化担当	文化協会会長					スポーツ系各種サークル団体	
31	理事	川岸		山中比叡平住民交流・まちづくり センター事務局長					文科系各種サークル団体	
	理事		特別委員会担当	特別委員会委員長	第8条で定める特別委員会委員長					
	監事	神先	監査		単位自治会長の推挙により理事会決定					
	監事	滝井	監査							

収入の部(単位：円)

科 目		2017年度予算	2017年度決算	差額	備 考
自治会分担金	山中町自治会	116,850	116,850	0	¥2,050×57世帯
	比叡平一丁目自治会	485,850	485,850	0	¥2,050×237世帯
	比叡平二丁目1区自治会	397,700	397,700	0	¥2,050×194世帯
	比叡平二丁目2区自治会	289,050	289,050	0	¥2,050×141世帯
	比叡平三丁目自治会	725,700	725,700	0	¥2,050×354世帯
参加費	大津市市政懇談会	100,000	76,500	△ 23,500	会費 ¥4,500×17名
	イベント反省会	60,000	66,000	6,000	会費 ¥2,000×28名 + 持田会長より寄付 ¥10,000
	歓送迎会	60,000	62,000	2,000	¥2,000×31名
報奨金等	学区自治連合会報償金	120,000	120,240	240	大津市より
	一斉清掃活動助成金	60,000	60,000	0	大津市より
	防犯自治会助成金	30,000	30,000	0	大津市より(地域安全活動助成金)
雑収入		476	261	△ 215	利子・利息、夏祭り落し物
繰越金		376,474	376,474	0	前年度からの繰り越し
収入合計		2,822,100	2,806,625	△ 15,475	

支出の部(単位：円)

科 目		2017年度予算	2017年度決算	差額	備 考
学区公共団体助成金	学区自主防災会	150,000	150,000	0	
	体育振興会	235,000	235,000	0	
	地域防犯推進協議会	200,000	200,000	0	大津市より ¥30,000助成金
	社会福祉協議会	300,000	300,000	0	
	文化協会	60,000	60,000	0	
	青少年育成学区民会議	40,000	40,000	0	
	交通安全協会	50,000	50,000	0	
	人権生涯学習推進協議会	20,000	20,000	0	
子ざる会	160,000	160,000	0		
事業費	グランドフェスティバル	160,000	178,102	18,102	賞品代・役員弁当代・保険料他
	広報費	120,000	116,640	△ 3,360	広報総集編
	夏祭り	165,000	165,675	675	金券引き換え その他
	文化祭	80,000	105,000	25,000	
	京阪バス関連事業費	50,000	0	△ 50,000	
	住民交流センター分担金	50,000	50,000	0	維持経費分担金
	活動費	75,000	64,591	△ 10,409	一斉清掃(土嚢袋・草刈り機用ガソリン・運搬費その他)
運営費	会議費	160,000	149,247	△ 10,753	市政懇談会・イベント反省会
	通信費	110,000	100,274	△ 9,726	ホームページ作成・維持管理費
	事務費	55,000	78,178	23,178	公民館印刷機製版代・コピー機使用料 事務消耗品 他
	年会費	45,000	45,540	540	大津市自治連合会会費・振込手数料 ¥540
諸費	渉外費・慶弔費	65,000	72,236	7,236	小学校卒業式記念品・ユージン交流行事諸材料費
	火災予防活動謝礼金	60,000	60,000	0	山中比叡平消防分団
	雑費	10,000	0	△ 10,000	
予備費	402,100	32,946	△ 369,154	小学校への太鼓贈呈補助金、ホテル観賞ロウソク	
支出合計	2,822,100	2,433,429	△ 388,671		
次年度繰越金		373,196			

【収支総額】

収入総額 \ 2,806,625
 支出総額 \ 2,433,429
 差引残高 \ 373,196

【保管状況】

滋賀銀行残高 64,305円
 ゆうちょ銀行残高 308,891円
合計残高 373,196円

2017年度(平成29年度) 以上の通り、会計報告致します。

山中比叡平学区自治連合会 会計

寺倉 洋子



2017年度(平成29年度) 会計決算報告について、適正に処理されているものと認めます。

平成30年 4月 8日 会計監査

神先 長敬



平成30年 4月 15日 会計監査

滝井 孝明



2018年度(平成30年度) 行事(事業)計画(案)

行事(事業)名	2018年度(平成30年度)	2017年度(平成29年度)
総合防災訓練	開催予定日:5月27日(日)	開催日:5月28日(日)
	実行責任者:久保田自主防災会会長	実行責任者:久保田自主防災会会長
ホタル鑑賞会	開催予定日:6月中旬	開催日:6月17日(土)~20日(火)
	実行責任者:青少年育成学区民会議	実行責任者:青少年育成学区民会議
琵琶湖市民清掃	開催予定日:7月8日(日) 予備日7月15日(日)	開催日:6月25日(日)
	実行責任者:環境担当常任理事	実行責任者:持田連合会長・各自治会長
夏祭り	開催予定日:8月26日(日)	開催日:8月27日(日)
	実行責任者:事業担当常任理事	実行責任者:3丁目自治会岡本会長
山中町盆踊り	開催予定日:8月 日	開催日:8月12日(土)
	実行責任者:山中町自治会	実行責任者:山中町自治会
グラント・フェスティバル	開催予定日:10月7日(日) 雨天順延14日(日)	開催日:10月8日(日)
	実行責任者:体育振興会	実行責任者:体育振興会
文化祭 (木下美術館協賛)	開催予定日:11月4日(日) 11月3日(祝)準備日	開催日:11月 4日(土)~5日(日)
	実行責任者:文化協会	実行責任者:文化協会
市政懇談会	開催予定日:11月中旬	開催日:3月2日(金)
	実行責任者:公共団体担当常任理事	実行責任者:1丁目自治会大木会長
餅つき大会	開催予定日:2月中旬	開催日:2月18日(日)
	実行責任者:社会福祉協議会	実行責任者:学区自治連合会
小学校運動会	開催予定日:9月29日(土)	開催日:9月30日(土)
やまのこ広場運動会	開催予定日:10月13日(土)	開催日:10月14日(土)
理事会	開催予定日:5月11日(金)(第1回理事会)	開催日:5月12日(金)(第1回理事会)
常任理事会	開催予定日:5月7月9月11月1月3月第1火曜日	開催日:4月~9月第2火曜日、 11月、1月、3月第1火曜日
予算案調整会議	開催予定日:4月20日(金)	開催日:4月21日(金)
街づくり推進会議	開催予定日:4月6月8月10月12月2月第1火曜日	開催日:8月10月12月2月第1火曜日
公共交通対策協議会	開催予定日:6月9月12月3月第3火曜日	開催日:6月9月12月3月第3火曜日

収入の部(単位:円)

科 目		2017年度予算	2017年度決算	2018年度予算	備 考	差額
自治会 分担金	山中町自治会	116,850	116,850	114,800	¥2,050×56世帯	
	比叡平一丁目自治会	485,850	485,850	483,800	¥2,050×236世帯	
	比叡平二丁目1区自治会	397,700	397,700	395,650	¥2,050×193世帯	
	比叡平二丁目2区自治会	289,050	289,050	284,950	¥2,050×139世帯	
	比叡平三丁目自治会	725,700	725,700	721,600	¥2,050×352世帯	
	自治会負担金小計	2,015,150	2,015,150	2,000,800	837世帯分(全世帯は1283世帯)	-14,350
参加費	大津市市政懇談会	100,000	76,500	90,000	会費¥4,500×20名	13,500
	イベント反省会	60,000	66,000	60,000	会費¥2,000×30名	-6,000
	歓送迎会	60,000	62,000	60,000	会費¥2,000×30名	-2,000
報 奨 金 等	学区自治連合会報償金	120,000	120,240	120,000	大津市より	-240
	一斉清掃活動助成金	60,000	60,000	60,000	大津市より 30000円+30円×世帯数	-
	防犯自治会助成金	30,000	30,000	30,000	大津市より(地域安全活動助成金)	-
雑収入	476	261	0	利息・夏祭り金券販売	-261	
小計	2,445,626	2,430,151	2,420,800		-9,351	
繰越金	376,474	376,474	373,196			
収入合計	2,822,100	2,806,625	2,793,996			

支出の部(単位:円)

科 目		2017年度予算	2017年度決算	2018年度 予算	備 考	差額
学区 公共 団体 助成 金	学区自主防災会	150,000	150,000	150,000		-
	体育振興会	235,000	235,000	200,000		-35,000
	地域防犯推進協議会	200,000	200,000	200,000	大津市より¥30,000助成金含む	-
	社会福祉協議会	300,000	300,000	300,000		-
	文化協会	60,000	60,000	60,000		-
	青少年育成学区民会議	40,000	40,000	40,000		-
	交通安全協会	50,000	50,000	50,000		-
	人権生涯学習推進協議会	20,000	20,000	20,000		-
	子ざる会	160,000	160,000	160,000		-
事 業 費	グラウンドフェスティバル	160,000	178,102	150,000	賞品代・保険料他	-28,102
	餅つき大会開催費	0		30,000		25,000
	夏祭り	165,000	165,675	163,800	金券引き換え その他	-1,875
	文化祭	80,000	105,000	80,000		-25,000
	広報費	120,000	116,640	180,000	広報総集編、月報HP管理費	-6,640
	京阪バス関連事業費	50,000	0	0		
	住民交流センター分担金	50,000	50,000	50,000	維持経費分担金	-
	子ども図書館事業費	0	0	20,000		20,000
	ユージン対応費			10,000		10,000
活動費	75,000	64,591	65,000	一斉清掃諸費用等	409	
運 営 費	会議費	160,000	149,247	160,000	市政懇談会・イベント反省会(会費分)	10,753
	通信費	110,000	100,274	60,000	ネット維持費(NTT)	19,726
	事務費	55,000	78,178	66,000		-12,178
	年会費	45,000	45,540	45,540	大津市自治連合会	-
諸 費	渉外費・慶弔費	65,000	72,236	63,500	会費60,000円含む	-8,736
	火災予防活動謝礼金	60,000	60,000	60,000	山中比叡平消防分団	-
	比叡平地域シニア倶楽部補助金	10,000	0	0		
支 出 予 備 費	ホテル観賞会費用	0	2,946	0		-2,946
	太鼓購入費	0	30,000	0		-30,000
未 決 算 分	餅つき大会費用			13,010		13,010
	子ども図書館			38,941		38,941
	卒業生への記念品			12,750		12,750
支出合計	2,420,000	2,433,429	2,448,541		112	
予備費	402,100		345,455			
次年度繰越金		388,671				
合計	2,822,100	2,822,100	2,793,996			

会 則

(名称および事務所)

第1条 本会は、山中比叡平学区自治連合会と称し、事務所を大津市山中比叡平支所に置く。

(組織)

第2条 本会は、山中比叡平学区内における、山中町、比叡平一丁目、二丁目1区、二丁目2区、三丁目の各単位自治会をもって組織する。

2 単位自治会は、独立した組織としての主体性を保持し、かつ学区全体の課題について学区自治連合会と協働する。

(目的)

第3条 本会は、学区内単位自治会相互の密接な連絡と協調により、自治会の円滑な運営を行い、地域の環境整備と住民の親睦ならびに健康、福祉の増進を図り、安全で安心な街づくりを進めることを目的とする。

(業務)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の業務をおこなう。

- 1) 前条の目的に沿って、学区民の住みよい明るい街づくりを企画し、その実現を図る。また学区内文化の向上と親睦、福祉事業を実施する。
- 2) 関係諸団体との連携に努め、地域の発展に寄与する。
- 3) 大津市の諸機関ならびに市自治連合会との協調を図る。

(理事および役員)

第5条 本会に、自治会員の中から、理事 30～35名、監事 2名 を置く。

2 理事は、以下のように選任する。

- 1) 各単位自治会は会長（または会長代理）1名と、各自治会の会員数に応じて100世帯ごとに1名（端数切り上げ）を理事に選任する。
- 2) 第12条に定める学区公共団体の代表者および山中比叡平住民交流・まちづくりセンター事務局長を理事に選任する。
- 3) 第8条1項に定める特別委員会の委員長または代表者を理事に選任する。
- 4) 第8条2項で決定された総務委員長および会計を理事に選任する。

3 監事は、単位自治会長の推薦により理事会が決定する。

4 本会は以下の役員を置く。

会長、副会長 1名、常任理事 4名、総務委員長、会計
上記の役員は、以下のように選出する。

- 1) 会長は、各単位自治会長の多数により推薦されたものをもって理事会が決定する。
- 2) 常任理事は単位自治会長とし、この中から副会長を互選し理事会が決定する。

(役員 の 職務)

第6条 役員 の 職務は、次のとおりとする。

- 1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は、渉外を担当するとともに会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3) 常任理事および理事は、事業計画の執行に関して責任を果たすとともに、会長の委嘱する業務を分担して担当分野の事業の推進に努める。
- 4) 総務委員長は会務を処理する。
- 5) 会計は会計業務を分担する。
- 6) 監事は、会計および会務を監査する。

(理事 および 役員 の 任期)

第7条 本会 の 理事 および 役員 の 任期は、1カ年とし、再選を妨げない。ただし、前任者は後任者が決定するまでその職責を負う。補欠により就任した役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第8条 本会 は、次の委員会を設ける。なお委員および委員長は、会長の提案をもって、理事会が決定する。

- 1) 特別委員会
臨時的あるいは特に重要な事案を処理するために設置することができる。
(現在は公共交通対策協議会、街づくり推進会議の2つがある)
- 2) 総務委員会
第11条による。
- 3) 施設管理委員会
別途、施設管理委員会規定による。
- 4) 各種行事实行委員会
総合防災訓練、夏祭り、グランドフェスティバル、文化祭等の行事等を推進する。

(理事会)

第9条 理事会は第5条で定める役員で構成され、本会の最高の決定機関である。以下の項目については、理事会の承認あるいは決議を必要とする。

1) 当該年度の事業計画と予算、事業報告と決算

2) 以下に定める重要事項

- ① 会則の改定
- ② 分担金の改定および自治会員に新たな負担が生じる事項
- ③ 学区住民に重大な影響が及ぶ事項
- ④ その他理事会が重要事項の対象と決定した事項

なお、理事会で決定する重要事項の取り扱いについては第13条に定める。

- 2 会議は、年2回以上開催し、本会の目的を達成するため必要な事案について協議する。召集は会長が行うが、理事の5分の1以上から要請があれば開催しなければならない。
- 3 議案は、会長、または会長の指示の下に常任理事会ならびに総務委員会が提案する。また、他の理事からの提案については、原則として事前に文書で提案しなければならない。ただし議事進行に関する提案はこの限りでない。
- 4 理事会の議長は副会長または常任理事の中から総務委員会の推薦を受けたものが、出席者の同意を得て、その任にあたる。
- 5 理事会は、構成員の3分の2を定足数とする。委任状提出者は定足数に参入する。議事は出席者の過半数で決する。
- 6 議決権の委任
 - 1) 各单位自治会の会長以外の理事は理事会の議決権を会長または会長代理に委任することができる。
 - 2) 単位自治会長は理事会を欠席の場合は、理事の中から会長代理を選任し、その旨を学区連合会長に事前に連絡する。
 - 3) 各单位自治会所属以外の理事が理事会を欠席する場合は議決権を理事会議長に委任する。
- 7 理事会には、総務委員は出席し、また必要に応じて総務委員長は公共機関および関係諸団体の代表者に出席を要請する。
- 8 議事録は総務委員会が作成し、会長および議長の承認を得て、月報山中比叡平紙上で広報する。

(常任理事会)

第10条 理事会での決定事項を円滑に実行するために、常任理事会を設置する。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、総務委員長および会長が推薦する理事で構成する。
- 3 会議は原則として隔月定例開催する。なお、総務委員および会計は必要時に出席し、大津市山中比叡平支所長あるいは次長には出席を要請する。

(総務委員会)

第11条 会長を日常的に補佐し、会務全般を処理する事務局として総務委員会を設け

る。

- 2 総務委員長は第5条（4）により、また総務委員は会長および総務委員長の推薦者に、理事会の承認を経て、委嘱する。
- 3 総務委員は、全般的に総務業務にかかわるとともに、会議担当、行事担当、広報担当等の分担を担う。

（学区公共団体）

第12条 学区全体を対象として活動する以下の団体を、学区公共団体として位置づける。なお各団体は自立した組織であり、自主的な運営が尊重されなければならない。

自主防災会、地域防犯推進協議会、体育振興会、社会福祉協議会、文化協会

青少年育成学区民会議、交通安全協会山中比叡平支部、

民生委員児童委員協議会、人権生涯学習推進協議会、

子ども会指導者育成者連合協議会（子ざる会）

- 2 各団体は自立した組織であり、自主的な運営が尊重されなければならない。
- 3 各団体には助成金を交付する場合がある。

（重要事項の取り扱い）

第13条 重要事項の取り扱いは以下の手順で行う。

1) 重要事項は常任理事会構成員が常任理事会に議案を提出し審議を行う。

2) 常任理事会にて過半数を得られた決議事項は決議後1か月以内に各単位自治会の役員会にて審議・決議しなければならない。

3) 単位自治会の過半数（3自治会）が承認しなかった場合は常任理事会議決は失効する。

4) 過半数に満たない単位自治会が承認しなかった場合には常任理事会で再審議し決議を行う。

5) この決議に基づいて、常任理事会は議案を理事会に提出する。

- 2 単位自治会の議決手続きは、夫々の会則による。
- 3 理事会は、学区民の意見を直接聞くために、公聴会を開催する場合がある。

（情報公開）

第14条 会は、会に関わる全ての情報を原則として公開する。ただし個人に関わる情報で、非公開を理事会で決議した場合はこの限りではない。

2 本会の業務の主要な事項は、月報山中比叡平、広報総集編等で広報する。

3 単位自治会から情報公開の請求があった場合は、個人情報にかかわる情報及び理事会で非公開を決議した情報以外は夫々に必要な情報を公開する。

(会計)

第15条 本会の経費は、各単位自治会からの分担金および公的補助金、事業収益金の収入をもって、これにあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 本会の目的に沿った活動を行う学区公共団体に対して、助成金を交付する場合がある。
 - 1) 助成金は第12条で規定する公共団体及び理事会が認めた団体が申請し、助成金の額は、常任理事会で確認されたものが、每当該年度予算案に計上され、理事会で審議・決定される。
 - 2) 助成金を受けた団体は、当該年度が終了後速やかに事業報告および決算報告を当会に提出しなければならない。

《付則》

- 1 この会則は、1980年4月1日より施行する。
- 2 この会則の一部改正は、1982年5月25日から施行する。
- 3 この会則の一部改正は、2000年11月17日から施行する。
- 4 この会則の一部改正は、2001年5月8日から施行する。
- 5 この会則の一部改正は、2002年11月28日から施行する。
ただし、第6条第2項の改正は、2003年4月1日より適用する。
- 6 この会則の一部改正は、2006年5月11日から施行する。
- 7 この会則の一部改正は、2009年5月15日から施行する。
- 8 この会則の改正は、2011年4月1日から施行する。
- 9 この会則の一部改正は、2013年5月16日から施行する。
- 10 この会則の一部改正は、2015年5月15日から施行する。
- 11 この会則の一部改正は、2016年5月20日から施行する。
- 12 この会則の一部改正は、2018年5月12日から施行する。

施設管理委員会規定

山中・比叡平自治連合会理事会
2018年3月27日決定

第1条 名称

山中比叡平学区自治連合会(以下学区自治連合会という。)に施設管理委員会(以下委員会という。)を置く。

第2条 事務所

委員会の事務所は、大津市比叡平一丁目45-41の自治会館やまびこに置く。

第3条 目的

委員会は、学区に居住する住民が使用できる土地・建物を効率的に管理することを目的とする。

第4条 管理範囲

委員会は、規定第3条の目的を達成するため、次の土地・建物の管理を行う。

1. 自治会館やまびこの建物及び借入敷地
2. 南自治会館の借入建物及び借入敷地

なお、山中会館及び住民交流センター「こもれび」は、管理範囲外とする。

第5条 管理物件の定義

委員会は、管理する物件の用途に使用させるものとする。

1. 自治会館やまびこ
 - (1)学区自治連合会、学区公共団体及び単位自治会の集会所
 - (2)防災活動の拠点(防災会館)
 - (3)会議室やサークル等の活動場所
2. 南自治会館
 - (1)学区自治連合会、学区公共団体及び単位自治会の集会所
 - (2)防災活動の拠点
 - (3)子ども図書館
 - (4)会議室やサークル等の活動場所

第6条 役員

委員会に次の役員を置く。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 1名
3. 自治会館管理担当者 若干名
4. 会計(経理責任者) 1名

第7条 役員の選出

1. 委員長は、学区自治連合会施設管理担当の常任理事が務める。
2. 副委員長は、原則として学区自主防災会会長とする。
3. 自治会館管理担当者及び会計は、委員長が指名する。

第8条 役員の業務

1. 委員長は、委員会を統括し、必要ある場合は役員会を招集し、協議するものとする。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、必要ある場合はその職務を代行する。
3. 自治会館管理担当者は、2つの自治会館の維持管理並びに貸館業務を行う。
4. 会計は、委員会の財務を行う。
5. 役員は、南自治会館において管理要員の業務を行う。

第9条 役員の任期

1. 役員の任期は1年とし、会計年度と同じ期間とする。ただし、任期終了後も後任者が就任するま

でその職務を行う。また、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 経費

1. 経費は、学区自治連合会の特別会計で扱う。

2. 委員会の運営経費は、比叡平単位自治会が拠出する分担金、コピー収入、自販機手数料及び貸室使用料収入で賄う。

3. 大規模修理改修や修理で多額の経費が必要となった場合は、学区自治連合会理事会で協議のうえ決定する。

第11条 使用規則等

本規定に定めのない必要事項は、委員会が別に定める。

第12条 規定の改定

この規定の改定は、学区自治連合会理事会の決議を要する。

【付 則】

1. この規定は、2018年 5月 11日から施行する。

2. 比叡平自治会館協力会の解散及び施設管理委員会の立ち上げ手続きのため、この規定の運用は、2018年6月1日とする。

2018年度 総務委員会 名簿および学区連合会での担当業務

別紙 7

1. 総務委員会 メンバー表

2018年4月27日作成

	氏名	所属	総務委員会	会議開催	備考
1	持田 貞彦	学区自治連合会会長		常任理事会議長、 街づくり推進会議議長	
2	岡本 健	施設管理委員会委員長		施設管理員会議長	
3	最上 公彦	総務委員長	総務委員会議長	会議準備、	
4	林 怜子	総務副委員長	図書館、学校連携担当	総務委員会議事録	
5	福田 孝男	総務委員会事務局	広報・HP担当	常任理事会議事録	
6	高橋 和宏	総務委員会事務局	行事担当		
7	加登 佐知子	総務委員会事務局	行事担当		
8	岡田 久美子	総務委員会事務局	広報誌担当	理事会議事録	
9	西山 修子	総務委員会事務局	月報担当		
10	小倉 みつの	総務委員会事務局	行事担当	街づくり推進会議議事録	
11	立野さゆり	学区自治連合会会計			
12	瀬川 明廣	総務委員会アドバイザー			
13	必要に応じて常任理事、各団体会長特別委員会委員長の出席を依頼する				

2. 総務委員会の担当業務

- ① 学区自治連合会会務の執行
- ② 理事会、常任理事会提出議題の起案
- ③ 学区自治連合会行事の執行
- ④ HP, 広報誌、月報の発行
- ⑤ その他学区連合会長指示事項

3. 2018年度総務委員会開催日(原則毎月第4金曜日 19時より)

4/27 5/25 6/22 7/27 8/24 9/28 10/26 11/23 12/21 1/25 2/22 3/22 (状況により変更することもあります)